

当面の福島県以外の地域における
周辺より放射線量の高い箇所への対応方針

平成23年10月21日

内閣府

(原子力被災者生活支援チーム)

文部科学省

環境省

福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対策に関し、当面、国と地方公共団体との連携強化や支援等について下記により取り組む。

記

1. モニタリング

- ・文部科学省は、モニタリングポストを設け、定点観測を実施するとともに、東日本を中心に広域の航空機モニタ

リングを引き続き実施する。

- ・ 文部科学省は、地方公共団体（都道府県、市町村）等が地域住民のニーズに応じて人（特に子ども）の集まる公的スペース等において放射線量を測定するに際して参考となるガイドライン（別添）の提示を行うとともに、地方公共団体からの個別の相談や要請に応じて、技術的支援を行う。

2. 周辺より放射線量の高い箇所の報告

- ・ ①周辺より放射線量の高い箇所（地表から1 m高さの空間線量率が周辺より毎時1 マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所）を地方公共団体が発見した場合、

- ②または、民間団体等が周辺より放射線量の高い箇所（①と同じ）を発見したとの公表を行った場合

文部科学省へその旨の連絡を行うとともに、可能な範囲で簡易な除染（※）を行うことを要請する。（②の場合は地方公共団体と連携して対応する。）

※ 「簡易な除染」とは、側溝の泥の除去、落ち葉の回収、樹木の剪定、水による洗浄、ブラッシングなどのこと。

3. 計測方法の確認等

- ・ 文部科学省は、2の報告を受け、簡易な除染を行った後も地表から1 m高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高かった時には、計測方法及び現場の状況等の確認や当該地方公共団体との調整を行う。
- ・ 文部科学省は、状況に応じて、地方公共団体と連携して、再計測や実地検証を行う。

4. 除染等の対応

- ・ 3の結果、地表から1 m高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い箇所では除染が容易でない放射能汚染があると確認された場合（東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する放射能以外の線

源による可能性が高い場合を除く)に、文部科学省は、速やかに、環境省及び内閣府原子力被災者生活支援チームに、その旨の連絡を行う。

- ・連絡を受けた環境省及び内閣府原子力被災者支援チームは、速やかに、市町村と連携して、市町村の要望を踏まえ、除染への支援を行う。